

2023 年度運輸安全マネジメントの取り組みについて

1 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は、法令に基づいた「運輸安全マネジメント」を確実に実施し、全社員が一体となって常に輸送の安全の確保と安全性の向上に努めます。

- (1) 経営幹部は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員に対し、「輸送の安全の確保が最も重要である」との意識を徹底させるとともに、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P D C A サイクル）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全の確保と安全性の向上に努めます。
- (3) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

- (1) 法令遵守を徹底し、重大事故（責任事故）を発生させない。
→ 当社として再発防止を図るべき重大な事故は、発生しておりません。
- (2) 自社整備による確実な車両点検により、車両に起因する重大な事象を発生させない。
→ 車両に起因する重大な事象は、発生しておりません。
- (3) 上記以外の軽微な事象や故障についても着実に減少させる。
→ 2022 年度は 8 件（2021 年度 12 件）発生しました。
- (4) 安全研修センターにおける研修のさらなる充実を図る。
→ 新任運転者に対する初任研修を再開したほか、高速路線バスを委託しているバス会社運転者に対して安全研修を実施しました。
- (5) 運転者の個人特性に合わせた効果的な教育・指導を実施する。
→ 全運転者を対象とした支店管理者との「安全面談」を実施し、社員の日常生活や健康状態、日々の運転に対する意識等を把握し、運転適性診断結果等を踏まえた個別指導の取り組みを実施しました。

3 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計（2022 年度）

（事故類型別の事故件数）

該 当 項 目		100 万 ^{キロ} 当たり件数（総件数）
有責運転事故	死 傷	0.00 件（0 件）
	車 内	0.00 件（0 件）
車 両 故 障		0.30 件（8 件）※1

※1 代替車又は後続便等で輸送を継続

当社は 2022 年度に、輸送の安全確保命令、業務改善命令及びその他行政処分等は受けておりません。

4 安全管理規程

「安全管理規程」は[こちら](#)です。

5 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

○ 2022年度に講じた措置

当社は「バス事業における経営の根幹は『安全』である」との認識に立ち、安全性向上のための取り組みを継続して推進しています。

また2022年度は、「第四次中期安全計画」の計画に基づき次の事項に取り組みました。

- (1) 全運転者を対象に、社員一人ひとりの日常生活や健康状態、安全への取り組みに関する認知度及び実施状況等を把握することを目的とした「安全面談」を年2回実施し、個人特性に応じた継続的な指導及び社員の安全意識の深度化を図りました。
- (2) 過去に発生した事象の再発防止として、グループ会社と連携し「交差点左折時一旦停止」の取り組みを開始し、街頭立会や添乗、通信型ドライブレコーダーの記録映像を通して、定期的な取り組み状況の確認及び指導を実施しました。
- (3) ヒューマンファクターの視点に基づいた事故や故障の原因究明をさらに深度化させるとともに基本動作、指差喚呼の確実な実行による再発防止と未然防止に努めました。
- (4) 過去の重大事故を風化させないために策定した「自転車やり過ぎ3原則」について、継続して周知を図りました。また、全運転者を対象に実技研修及び危険予知トレーニングにも継続して取り組みました。
- (5) 冬期の安全運行確保を目的とし事前に危険個所を周知し、またタイヤチェーン着脱方法等の習熟や雪道上での運転技術向上を目的とした雪上訓練を実施しました。
- (6) 全高速バス車両に導入されている通信型ドライブレコーダーの映像を有効活用し、運行中の運転者一人ひとりの運転操作の癖等を把握し、指導してまいりました。
- (7) 部品（車輪）脱落や車両火災等の重大事象をはじめとする車両故障の防止を図るため、自社の整備士に向けた整備講習を積極的に行い、整備士の安全意識を一層向上させました。
- (8) 社員の健康状態について、健康診断後の加療状況を含めてきめ細やかにフォローし、サポートできるよう、日頃の「声かけ」や個人面談の取り組みを継続したほか、人間ドック費用補助や循環器疾患に関する検査費用補助等、当社独自の補助制度について広く周知し、引き続き、受診を奨励することで、社員の健康増進と健康管理に対する意識の高揚を図りました。
- (9) 安全統括管理者及び本社経営幹部による職場巡視（リモート等）、総点検を引続き定期的に行い、法令の遵守状況やPDCAサイクルの円滑な運用状況等の点検はもとより、現業機関社員と積極的なコミュニケーションを図ることにより、現状の問題点の把握と改善につなげました。また、過労防止基準については、国の基準よりも厳しい当社の独自基準を設定しており、その遵守状況の点検を重点的に実施しました。
- (10) 管理の受委託について、受委託関係にある会社間で開催している「安全推進会議」を継続して実施しました。また、毎月開催している「安全推進委員会」などを通じ、グループ会社とも引き続き緊密に連携して安全に関する取り組みを行いました。
- (11) 全支店で運用しているICTを活用した点呼支援システムについて、ヒューマンエラーによる点呼執行漏れを防ぐための必要な機能改修を実施し、厳正な点呼体制の維持に努めました。

○ 2023 年度に輸送の安全のために講じる措置（計画）

2023 年度は「第四次中期安全計画」の最終年度にあたり、計画内容を着実に実行するとともに、今までの取り組み内容を踏まえ、輸送の安全確保を継続するために取り組むべき内容を明記した新たな中期計画を策定し、更なる安全性の向上に向けて全力で取り組みます。

- (1) 全社における統一的な指導・教育を実現するため、必要な規程類の見直し、支店管理者及び指導運転士に対する指導統一研修を実施し、支店ごとの特性に合わせた教育を実施します。
- (2) 運転業務に従事後、一定年数に達した運転者及び 60 歳以上の運転者を対象として、運転技術の振り返り等に目的とした年次研修を開始します。
- (3) 通信型ドライブレコーダーを活用した添乗指導を今年度も継続的に実施し、一人ひとりの運転姿勢、基本動作、運転特性等の指導・教育を徹底し、ヒューマンファクターの視点に基づいた事故や故障の原因究明をさらに深度化させ、指差喚呼の確実な実行による再発防止と未然防止に取り組みます。
- (4) 重大事故の未然防止のために策定した「自転車やり過ぎ 3 原則」や「交差点左折時一旦停止」の遵守に向けて、本社、支店管理者及び指導運転士が相互に連携しながら定期的な実施状況の確認を実施し、取り組みの深度化を図ります。
- (5) 全運転者に対し、安全意識に関する面談（安全面談）を実施し、運転者と管理者が一体となった安全意識の向上を図ってまいります。
- (6) 社員個々の安全意識向上を図るため、支店ごとに運転者、整備士による少人数のグループを編成し、安全をテーマとして日常業務における課題解決や事故防止に向けた自主的な活動に取り組みます。
- (7) 社員の健康状態について、運転者出勤時の測定履歴や健康診断後の加療状況を含めて、管理者がきめ細やかにフォローし、サポートできるよう、日頃の「声かけ」や個人面談の取り組みを継続して行います。また、人間ドック費用補助や循環器疾患に関する検査費用補助等、当社独自の補助制度について広く周知し、引き続き、受診を奨励することで、社員の健康増進と健康管理に対する意識の高揚を図ります。
- (8) ICT を活用した支店間における遠隔点呼の展開に合わせて、的確な運行管理、整備管理を維持するために必要な管理体制を検討するとともに、通信型ドライブレコーダーや IP 無線等を活用した異常時訓練等を実施し、対応能力の向上に努めます。
- (9) 事故や災害、バスジャックなど、「いざ」という時に迅速で的確な初動対応がとれるよう、運行中の異常事態を想定した訓練を継続して実施します。
また、既存車両への後方カメラ追設、路線バス車両への通信型ドライブレコーダー導入の検討を推進し、運行途中に発生する様々な事態にも迅速かつ効果的に運転者支援を図ります。
- (10) 部品（車輪）脱落や車両火災等の重大事象をはじめとする車両故障を継続して防止するため、整備士を対象とした分解整備に関する少人数での研修会や外部講師を招いた実技講習等を積極的に実施します。
- (11) 高速バス車両については、運転者異常時の安全性確保のため先進的な安全装置（衝突被害軽減ブレーキ等）を装備した車両の導入を継続します。路線バス車両についても、他社からの譲渡等も活用し老朽車両の更新を順次進めてまいります。
- (12) 安全統括管理者及び本社経営幹部による職場巡視、総点検を引き続き定期的に行い、法令の遵守状況や P D C A サイクルの円滑な運用状況等の点検はもとより、現業機関社員と積極的なコミュニケーションを図ることにより、現状の問題点の把握と改善につなげます。
- (13) 管理の受委託について、受委託関係にある会社間で開催している「安全推進会議」を継続して実施します。また、毎月開催している「安全推進委員会」などを通じ、グループ会社とも引き続き緊密に連携して安全に関する取り組みを行います。

6 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制

- (1) 当社における輸送の安全に関する情報の伝達体制の概略図は別紙のとおりです。
(別紙 1 参照)
- (2) 事故・災害等に対する異常時対策本部組織図は別紙のとおりです。(別紙 2 参照)

7 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- (1) 本社経営幹部と現場第一線社員との意見交換
運転者に対する研修時や年 2 回の安全総点検時をはじめ、支店における安全推進検討会、飲酒運転防止特別委員会、指導運転士会議等において、随時本社経営幹部が現場第一線社員及び支店長等との意見交換を実施しています。
- (2) 運行管理者・整備管理者及びその補助者への教育
年 1 回、全ての運行管理者・整備管理者に対する当社独自の研修を行い、関係規程の遵守・点呼執行業務の重要性等について指導を徹底しています。また、その補助者についても同様の教育を行っています。
- (3) 運転者への教育
 - ・ 全ての運転者に対し国土交通省告示に基づく安全運転意識の徹底の教育を実施しています。
 - ・ 当社の安全研修センターにおいて、新規採用の運転者を対象とした新任運転者研修を行っています。また、全ての運転者は 3 年毎に 1 回、安全研修センターでの定期研修と運転適性診断を受講しています。なお、訓練では訓練専用車を活用し、各種の走行データに基づく指導を行っています。
 - ・ 冬季のスリップ事故防止を目的としたチェーン脱着訓練等、運行中の異常事態への適切な対処を目的とした訓練を定期的実施しています。また、環境保護の観点から、訓練専用車のデータを用いたエコドライブ教育も行っています。
- (4) グループ会社との意見交換
当社のグループ会社であるジェイアールバステック株式会社は当社が毎月開催している安全推進委員会に出席し、相互に安全意識の共有・向上に努めています。

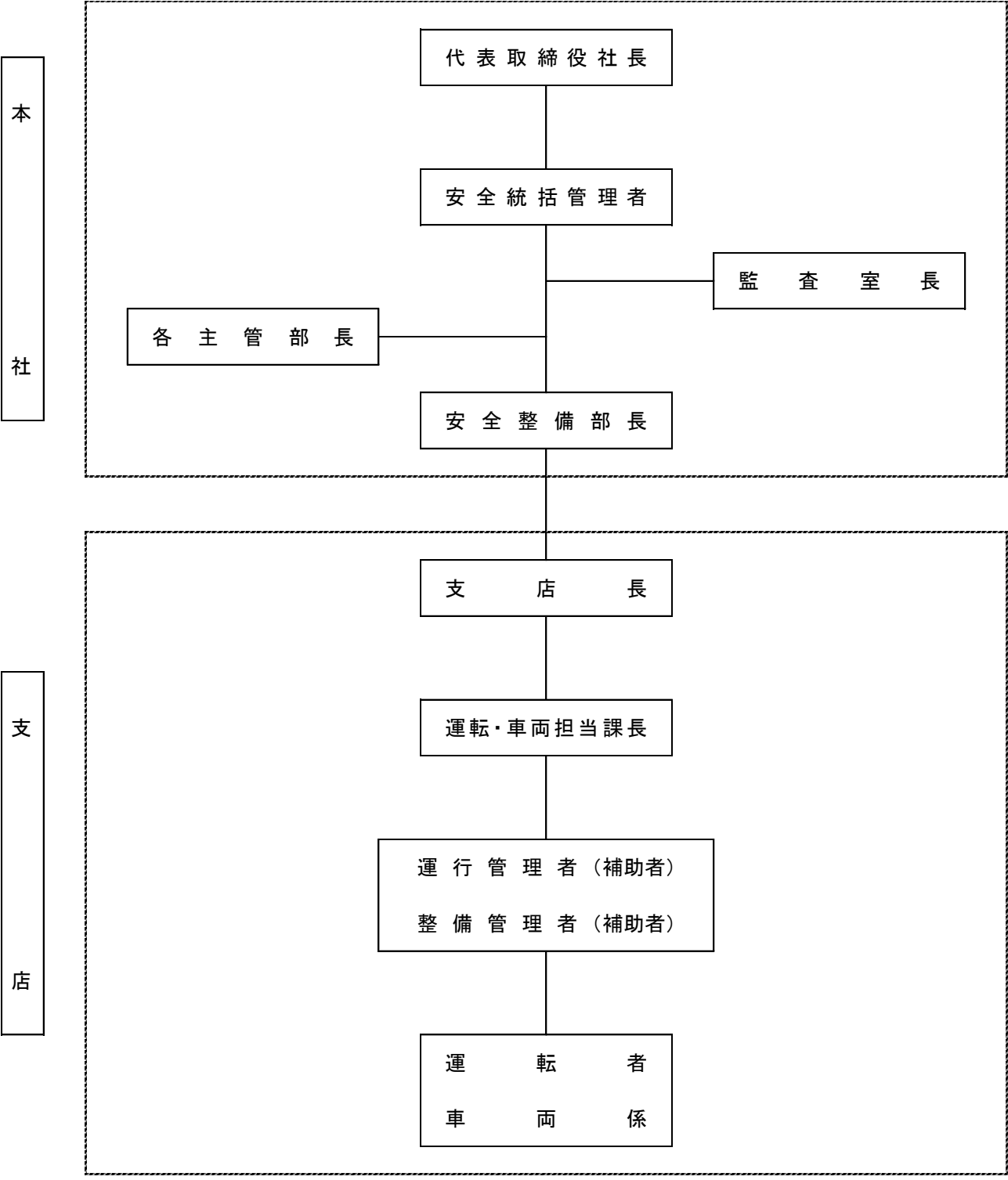
8 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

当社は安全管理規程に基づき、夏期及び年末年始輸送の安全総点検期間中に、全支店を対象に自主安全点検を実施し、報告を求めました。特に、道路運送法等、法令を遵守した業務を行っているか、また、運輸安全マネジメントを確実に実行しているか、について重点的に監査を実施し、適確な業務執行を確認しています。

9 安全統括管理者

氏名 大野 誠
役職 取締役安全整備部長

輸送の安全に関する情報の伝達体制



異常時対策本部組織図

